



愛媛県内の市町村初！

2019年7月1日

新居浜市とセブン・イレブン・ジャパン 『高齢者見守りネットワーク事業協定』を締結

～セブン・イレブンが新居浜市と連携し高齢者等の見守り活動を実施～

株式会社セブン・イレブン・ジャパン（東京都千代田区、代表取締役社長：永松 文彦）は、2019年7月1日（月）、新居浜市（石川 勝行市長）と地域社会における安全・安心の取り組みの一環として『高齢者見守りネットワーク事業協定』を締結いたします。

本取り組みは、高齢化社会の進行や単身世帯の増加、ならびに小売店舗をはじめとする様々な地域拠点の減少といった社会環境の変化が進む中、新居浜市とセブン・イレブンが連携・協力して、地域の高齢者等の見守り活動を通じて安全・安心な街づくりを推進していくものです。

セブン・イレブン・ジャパンは、今後も地域社会との連携を深め、商品・サービスの提供だけでなく、地域拠点として「近くて便利なお店」を目指してまいります。

セブン・イレブン・ジャパンとして、愛媛県内の市区町村との高齢者支援に関する協定の締結は今回が初となります。

記

1. 協定の名称 『高齢者見守りネットワーク事業協定』

2. 協定締結日 2019年7月1日（月）

3. 協定の趣旨

住民の高齢化や人口および世帯人数の減少等が進む中、新居浜市とセブン・イレブンが連携し、地域の見守り活動を通じ、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活することができる環境づくりを推進する。

4. 概要

セブン・イレブンが展開する「セブンミール」を中心としたお届けサービスや店舗における日常業務中に高齢者等の見守り活動を実施し、異変を察知した際に新居浜市と連携し対応する。

5. セブン・イレブン店舗数

新居浜市内：8店舗、愛媛県内 125店舗、国内：20,973店舗（2019年6月末現在）

以上

新居浜市高齢者見守りネットワーク事業協定書

新居浜市（以下「甲」という。）と株式会社セブン-イレブン・ジャパン（以下「乙」という。）とは、新居浜市高齢者見守りネットワーク事業の実施に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（前提）

- 1 乙は、直営店方式又はフランチャイズ方式によるコンビニエンスストアセブン - イレブン店（以下「加盟店」という。）を展開しており、乙の推奨に応諾して本協定への参画に同意している加盟店において、第2条に定める業務を執り行うものであることを甲は確認する。
- 2 乙のビジネススキームがフランチャイズ方式であり、フランチャイジーは、乙と別途独立した経営主体であることを、甲が理解した上で、甲及び乙は、本協定締結をもって高齢者等の見守り活動について合意するものとする。

（目的）

第1条 本協定は、甲が、地域の住民と日常的に関わりをもっている乙の協力を得て、市内に居住する65歳以上のひとり暮らしの者又は65歳以上の者のみで構成する世帯に属する者（以下「ひとり暮らし高齢者等」という。）の見守りを行い、乙が、ひとり暮らし高齢者等の異変を発見した場合には、その情報を甲又は関係機関に連絡してもらうことにより、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活することができる環境づくりを推進することを目的とする。

（見守り活動）

第2条 加盟店は、日常の業務の中で無理のない範囲において、ひとり暮らし高齢者等へのプライバシーに配慮した見守りを行う。

- 2 加盟店は、ひとり暮らし高齢者等の異変を察知した場合には、甲にその状況を連絡する。ただし、緊急時等必要なときには、警察署又は消防署に通報を行う。
- 3 前項の規定による連絡及び通報に要する経費は、加盟店の負担とする。

（支援活動）

第3条 甲は、前条に規定する連絡を受けたときは、関係機関と連携して必要な支援や対応を行い、その結果を乙に連絡する。

- 2 甲は、本事業が円滑に実施されるよう広報活動等を行う。
- 3 乙及び加盟店は、高齢者等の雇用に努めるものとする。

（連携強化）

第4条 甲と乙は、前2条に規定する活動の円滑な実施を図るため、情報交換など連携の強化に努める。

（守秘義務）

第5条 甲と乙は、本事業の活動により知り得た情報を他に漏らし、又は本事業の活動以外の目的に利用してはならない。本事業の構成員でなくなった後も同様とする。

本協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙押印の上、各自その1通を保有するものとする。

以上